

秋田城跡史跡公園等管理業務委託仕様書

1 業務委託期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

2 史跡公園等管理業務

- | | | |
|-----------------------|-----------|----------------|
| (1) 除草・集草・積込み・運搬（年2回） | 101,183㎡ | (50,591.5㎡×2回) |
| (2) 除草・集草・積込み・運搬（年1回） | 14,997.6㎡ | (14,997.6㎡×1回) |
| (3) 支障木剪定 | 25本 | |
| (4) ツタ除去（葛）・集積・積込み・運搬 | 150㎡ | |
| (5) 冬囲い設置・解体 | 一式 | |

3 履行場所

秋田市寺内大畑地内ほか

- (1) 政庁周辺
- (2) 外郭東門周辺
- (3) 鶉ノ木地区
- (4) その他史跡秋田城跡指定区域内の市有地

4 除草

- (1) 2回実施する。（一部1回）
- (2) 除草期間は、6月から10月までを基本とし、委託者と協議の上、実施する。
- (3) 除草後の積込みおよび運搬は、本業務に含む。
- (4) 処分は、史跡秋田城跡指定区域内の委託者が指定する場所に集積する。
- (5) 集積に係る費用は、業務委託料に含む。

5 支障木剪定

- (1) 委託者が指定する25本を実施する。
- (2) 剪定時期は、委託者と協議の上、実施する。
- (3) 剪定後の積込みおよび運搬は、本業務に含む。
- (4) 処分は、史跡秋田城跡指定区域内の委託者が指定する場所に集積する。
- (5) 集積に係る費用は、業務委託料に含む。

6 ツタ除去

- (1) ツタ除去場所は、委託者と協議の上、実施する。
- (2) ツタ除去時期は、委託者と協議の上、実施する。
- (3) ツタ除去後の積込みおよび運搬は、本業務に含む。
- (4) 処分は、史跡秋田城跡指定区域内の委託者が指定する場所に集積する。
- (5) 集積に係る費用は、業務委託料に含む。

7 冬囲い設置・解体

- (1) 冬囲い設置場所は、外郭東門築地塀および政庁築地塀とする。
- (2) 冬囲い設置・解体時期は、委託者と協議の上、実施する。
- (3) 消耗品および定期（隔年）交換品にかかる費用は、業務委託料に含む。

8 業務計画および報告

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任者を定め、委託者に文書で通知すること。
- (2) 受託者は、契約締結後、速やかに業務工程表を作成するとともに委託者に提出し、承諾を得ること。
- (3) 受託者は、業務完了報告書に作業日誌と作業状況写真を添付し、速やかに提出すること。
- (4) 受託者は、必要に応じて作業内容を委託者に確認すること。

9 注意事項

- (1) 業務実施に当たり、利用者等の安全確保に努めること。
- (2) 業務の履行に当たり、委託者と十分な協議、連絡を行うこととし、適切な作業方法と適切な人員配置を行うこと。また、作業日や作業内容等の変更については、事前に委託者と協議をすること。
- (3) 作業の実施に当たっては、従業員等の事故防止に十分注意するとともに、受託者は本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。
- (4) 業務は、関係法令、条例等に基づいて実施すること。
- (5) 事故発生の際は、応急措置等により被害の拡大を防止するとともに、関係機関へ迅速に連絡すること。
- (6) 実施場所については、設計業務量の範囲で委託者の指示のもと、変更する場合がある。
- (7) 除草については、均一な刈り高になるよう作業すること。
- (8) その他作業上不明な点については、必ず委託者と協議し、指示に従うこと。